

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年 6 月 20 日

改正 平成 30 年 1 月 26 日

平成 31 年 1 月 28 日

令和 2 年 1 月 27 日

令和 5 年 1 月 25 日

令和 6 年 3 月 25 日

令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常勤役員については、報酬等を支給する。
- (2) 会長を除く非常勤役員については、報酬等を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1 のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表 1 の費用弁償額を超える場合には、本会職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表 1 の費用弁償は行わない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 会長に対する報酬等は、別表 1 に定める額とする。

- 2 常勤役員に対する報酬等は、別表 1 に定める額と本会職員給与規程に基づく手当とする。
- 3 常勤役員が職務のため出張したときは、本会職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前においてその日に最も近い休日でない日とする。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(休暇)

第6条 常勤役員の休暇については、本会就業規程に基づくものとする。

(社会保険等の加入)

第7条 常勤役員は、社会保険等に参加できるものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会役員等の費用弁償支給規程（昭和57年4月1日）は、廃止する。
- 3 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程（平成28年3月28日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年1月26日から施行する。ただし第4条の規定は、平成29年6月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年1月28日から施行する。ただし第4条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行する。ただし第4条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

非常勤役員（会長）の報酬 月額 50,000 円

会長を除く非常勤役員の費用弁償額 日額 3,000 円（源泉所得税を除く）

常勤役員の報酬 常務理事 月額 242,000 円